

〈平成25年11月13日〉

## 平成25年度 第2回山梨県消費生活審議会 議事録

(第1回 山梨県消費者教育推進地域協議会)

○日 時 平成25年10月31日(木) 午前10時～11時50分

○場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

○出席者(敬称略)

[委員] 飯窪委員、石橋委員、漆原委員、大塩委員、風間委員、神山委員、込山委員、玉川委員、花輪委員、原田委員、深澤(幸一)委員、深澤(紗世子)委員、松土委員、渡邊(真弓)委員、渡辺(良子)委員 以上14名(50音順)

[事務局] 企画県民部 岩波部長

消費生活安全課 古屋課長、広瀬総括課長補佐、小沢課長補佐、武井主査、功刀副主査、山村主事

県民生活センター 鈴木所長、古谷主査 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所理財課 杉浦課長

○傍聴者等数 2名

○会議次第

- 1 開 会
- 2 消費生活審議会の運営について
- 3 委嘱状交付
- 4 企画県民部長あいさつ
- 5 会長あいさつ
- 6 議 事
  - (1) 県消費者教育推進計画の策定について
  - (2) その他
- 7 閉 会

### 【議 事】

(議長)それでは、早速お手元の次第に従いまして、進めていきたいと思えます。まず、一番目の県消費者教育推進計画について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局から資料2、3により説明

(議長)はい、ありがとうございました。「消費者教育推進計画」ということで、詳細な説明をいただき、そして具体的な計画の方針、年内における素案作成までの準備、それから年明けには素案を皆様方に提示させていただくという流れの説明をいただきました。

消費者教育の推進計画が、緊急性・重要性が高く、こちらを先行させながら進めていきたいとい

うことでございます。

なにか、古屋課長の説明に対しまして、ご意見・ご質問はございますか。

(委員)国の消費者庁に消費者委員会が創設されて何年も経つが、その後消費者が期待する本当の意味の消費者目線のいろいろな消費者行政も出てきている。消費者行政を一元化に推進していくことを目途に私ども「やまなし消費生活安全を進める会」が知事宛に提言と要望をした経過がございます。その中で消費者の目線に立って、消費者行政の統一化と一元化ということを狙いながら地方消費者行政を充実・強化していったら欲しいとお願いしたわけです。その中で、地方消費者行政活性化基金の活用の仕方など、国の施策の方向に従って県も法律で決められたことに早急対応していくことが責務だと思います。『「消費者基本計画」の策定は当面保留』とありますが、地方消費者行政一元化、統一化という目標を持って、すべてのものを計画にもっていくということの中で、消費者教育推進計画を先行していくと言う理解でよいかと思います。「いつまで、保留するのか」と言う話もあるので、統一化・一元化を狙っての一つの手段である、国の方向に沿った手段であるということで、我々は受け止めればよいと。ですから消費者教育推進計画の策定について、早急に手立てを講じていくことには賛成したいと思います。よろしくお願ひしたい。

(議長)今の委員の意見は、「一元化、統一化が総論として叫ばれているから、これを色分けする必要はないのではないか。」というのですが、県からの説明でも基本計画の骨子の中に、実現をとということで推進計画を進めるという説明がありましたので、今の質問に対してそういう考えでよろしいですか。

(課長)おっしゃるとおりだと考えております。消費者基本計画と独立して、この消費者教育推進計画があるということではございません。基本的には同じ方向を目指すもので、同心円上のものと考えております。消費者基本計画も基本的に骨格となる対応を示すものとして策定する必要があると思います。現段階では、消費者教育推進計画がこの基本計画のかなり大幅な部分をカバーしており、なおかつ消費者基本法に定めているエッセンスの中で主軸となるものが消費者教育だと思います。そういったことで、より実効性があるものを速やかに県民の皆様にお示ししていくという意味で先行させていただくということです。また、国の基本計画に一元化・統一化という趣旨があることは承知しております。ということで、来年度行われる国の基本計画の見直しや関係制度の状況を見る中で、消費者教育推進計画を包含するような基本計画が編み上げて行けるようなふさわしい時期や内容を見極めていきたいと考えております。

(議長)他に何かございますか。

よろしいでしょうか。それでは、資料2及び3についてはご理解いただいたということで、次に資料4について本日から当審議会の委員に就任された神山先生にレクチャーをお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

神山委員から資料4により講話

(議長)ありがとうございました。

消費者市民社会について、私からご質問してよろしいでしょうか。消費者教育学会というのがあるのを初めて知りました。消費者教育学会の会員は、学問分野でいうと理科系・文化系どちらでしょうか。

(神山委員) 日本消費者教育学会は、学際的な学会です。そのため多様な分野の先生方が会員になっていらっしゃいます。法律、経済、教育、環境、マーケティングなど様々です。消費者教育は生活に関わるものなので、地域みんなで進めていきます。従来から地域で行われている活動を、消費者教育的視点で、まず掘り起こしてみます。消費者教育に新たに取り組まなければならないと考えるのではなく、今まで行ってきた活動を、消費者市民社会という視点で新たに捉え直し、より充実させていけばよいと思います。

(議長)ありがとうございました。何か他にご意見、ご質問はございますか。

また、今後、神山委員にはいろいろとお話をお聞きできればと思います。

消費者教育は、いろいろな分野に広がっている情報を整理統合し学問体系を確立しつつあるという捉え方でよろしいでしょうか。

(神山委員) 新たな取り組みをするのではなく、今までのものを充実させていけばよいと思います。山梨県の消費者教育関係機関連絡協議会が15の所属から構成されており、これらが連携して推進していくのはとてもよいと思います。新たな取り組みを行うのは大変ですが、まずは今までの行政の活動で行われてきたものを、消費者教育としても取り上げ、消費者市民社会の視点を加えて充実させていけばよいと思います。

(議長)ありがとうございました。それでは、資料5について説明をお願いします。

事務局から資料5により説明

(議長)事務局から、県が主導する形でいろいろな分野、角度から消費者教育推進の具体的な施策、方針、予定を説明いただきました。何かご意見・ご質問はございますか。

「まだまだ、足りないからもっと頑張れ」とか、「いや、これはやりすぎではないの」とか忌憚ない意見をどうぞ。

(委員)消費者教育推進法については、全国の生協とか消費者団体関係が要望してきた事項で、これがこの審議会で諮られるということでもよかったなと思っております。で、意見ですが、こういう施策をやることによって、県としては今ある消費者被害の状況をどう改善するのかといった目標、目標を立てられるか分かりませんが、「こうやっているよ」だけではなく、例えばこのことによって県民生活センターへの消費者被害の状況がどう変わったか、被害が減るのか分かりませんが、そういう

ものをある程度出していかなければ、「やったけど減らなかったね」みたいな話に。で、目標を持つということは、4年の施策ですから多分3年目くらいに見直すと思いますが、見直しの時に役に立つと思います。やってきたことと成果を結びつけながら、その次の計画に活かしていくというように、是非分かり易い形で、パブリックコメントを経て策定していくことだと思います。意見としてお願いしたい。また、もう一つ、説明の中で県民生活センターを消費者教育の拠点化、コーディネーターの育成とありましたが、コーディネーターは県民生活センターの相談員のOB、OGの方達が主に担うとかが例示としてはあると思いますが、これを進めていく上でコーディネーターの育成は大変重要な役割を担うことになると思います。先ほど、関係課をたくさん作ると説明があったが、そういうこともやりながら一方で消費者とか消費者団体など民間の事業者も含めて結びつけていく場合に、コーディネーターが担う機能は大変そこで活かされると思います。啓発であれば、一つのところで出来ると思うが、こういった施策を有機的に結びつけて、実際に消費者市民社会を高度化していく、高度化はもっと先ですが、そういった認識は低いと思いますが、それを定着、教育していくことだと思うのですが、コーディネーターの機能の整備とこれを今後どんな形で育成し、人数として必要な配置がされていくのが非常にポイントとなると思いますので、是非ご検討いただければと思います。

(議長)いままで、これが、この会議で取り上げられてきたテーマですが、地方へ行けば行くほど住民の意識も薄いし、相談員、窓口があるといってもあまり訪れる人もいないし、実際被害があってもそういった窓口があることを知らないというようなことは確かですね。もうちょっと、こういう制度が県の主導のもとに地域まで広がっていく、PRするという努力が必要でしょうね。常に予算との絡みがありますので、徹底的に窓口を開いていくということにも限界があると思いますが。委員の意見を踏まえて、何かありますか。

(課長)今回計画を作って終わりではないので、施策の連携効果を高めていくというふうなことの計画、また推進していくためのこの審議会が司令塔であると考えております。また、いろいろな関係者の方にお集まりいただいているということで連携の結節点としての役割をいただいていると考えております。いただいた内容の数値目標についても、道路整備などであれば数値化しやすい分野もございますが、県の様々な計画で何らかの数値目標を持ちそれをフォローアップし、見直しや効果検証するのに必要な考え方だと思います。この辺を検討させていただければと思います。あと、コーディネーターの関係ですが、どういう形で人づくりをしていくか、法律等にはいろいろ出ておりますが、今現在消費者庁において検討されておりその結果もこの後見えてくるとは思います。本県において全市町村に全部コーディネーターを置くとか、集合拠点を作るとか、どういう形が相応しいのか様々な状況が考えられますので今一概にはお答えできませんが、いずれにしても各主体が連携を深めて、どういう形で相乗効果を高めて消費者教育を進めていくかということ、どういう形で計画へ反映していくか検討させていただきたいと思います。

(議長)他にご質問等ございますか。

(委員)行政施策を実施されるときには何らかの効果測定が必要かと思います。それが困難とのお話が課長さんからありましたが、全ての事業、施策が形骸化するか実効性が高いか、その検証方法はとても難しいかと思いますが、市民感覚で見ますと発生事案件数が減少するというようなことが分かりやすい目安かと思います。そのためには何が一番効果があるかとなると、自動的に形骸化しているようなものが削られて、効果があるものが高まっていくのだと思います。また、教科書の威力というものは非常に大きいと言えます。教育基本法で、機会均等で全国の子どもが同類の教科書を見るわけですから、そういったものの中に何を含むかということは非常に重要であります。安全で文化度の高い消費者社会の形成ということであれば反対する要素はなく、神山先生の所属するサークルや省庁の横の連携で、教科書が変わってくれば効果が大きく、そうなれば良いなと思います。

(議長)確かに、いろいろ政策を組んで実践してみても、どういう効果があるのか検証は難しいと思います。でも、神山先生の講義にもあったように、お金は投票だそうですので、最後は消費者の意識の集合だと思います。悪い商品は買わない、悪徳商法には付き合わないというところに徹底できれば、これをするためにこの会議等を通じて研究しているということだと思います。

ところで、我が山梨学院大学では県からの要請をいただいて11月5日から100名、200名、60～70名の学生を対象に4回に渡って、悪徳商法、若者に対する啓蒙講座を設けることになりました。これなんかも学生がその講座を受けて、いかに我々の認識が甘いかということを知ってくれるだけでも効果があるのかと思います。事務局から説明のあった行政と大学が連携した事業を実施させていただくこととなりました。県には感謝したいと思います。

他にご質問等はございますか。

(委員)消費者教育の普及啓発、教育方法を考えておりますと生活弱者やいわゆる二ト層に関してどれだけ広げられるかがキーワードの一つになると感じております。私が所属しております企業は国母駅前にあります。この周辺では高齢者の生活保護受給者も多く見られますが外国人や中途退学者だと思われる若者が昼間に多く見受けられます。そういった層の方々への伝え方は既存の教育施設だけでは網羅できかねないのではないのでしょうか。コンビニエンスストアや病院の待ち時間、ハローワークなど様々な層が集まり会話をする場所がかなり周知には適当と感じております。

先に申し上げた方々は、先生のおっしゃられていた違法コピーのDVDの売る側と買う側になる可能性もありパンフレットなどのツールを使用して見やすい形、外国語のものも用意するなどの方法も必要ではと考えます。また数年前、生活組合の理事をしていたころ、フェアトレードや共同購入といった計画購入、グリーンコンシューマ、4つのR等々について学びました。コーディネーターのお話がありましたが、県内には生活協同組合の組合員が多いのでその中でもう一度勉強会を多くするなどをして周知方法を検討することも大切かと思います。その辺に対して先生方(生協連、消費者組合などの)とともに啓発・啓蒙できるようなものが何かあればよいとも考えます。もう一点、法の不知が最も一般県民を弱者にしてしまう可能性を持っております。山梨学院大学のなかで勉強会があるようですが、大学内学生だけでなく一般参加も可能なへの啓発事業も必要ではと感じております。一般消費者の目線でお話をさせていただきました。

(議長)どうもありがとうございました。総論から各論に進むような方策をいろいろ考えて欲しいという意見だと思います。で、それを具体化し、実施して、検証まで行ければというところを含んだご意見だと。

他に何かございますか。

よろしいですか。それでは、議事の1番目につきましては、以上とさせていただきます。

それでは、議事の2番目、その他についてお願いします。

(課長)いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。年内に様々な意見を聴いた上で、次回の素案提示という形で進めていきたいと思えます。今回は、1月中旬ということで、後日改めてご連絡、調整させていただければと思えます。また、消費者庁により消費者教育ポータルサイトも運用されていますので、事業者の方々におかれましてもご活用いただければと思えます。また、消費者団体の方々からもご意見等お聞きする場を持たせていただければと考えております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(議長) はい、それでは以上で、本日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。